

令和7・8年度宮城県建設工事入札参加登録資格審査申請要領

【変更申請(登録業種の追加)用】

※「登録業種の追加」と「登録事項の変更」・「登録業種の一部削除」を同時に申請する場合、申請内容が建設工事等電子入札システムに反映されるのは、登録業種の追加の承認日（4月1日、7月1日、10月1日、1月1日）になります。追加承認日より前に登録事項を変更したい場合は、登録事項の変更申請が完了後に、改めて登録業種の追加の変更申請をしてください。

1 申請方法

宮城県入札・調達ポータル (<https://miyagi.efftis.jp/portal/>) を確認の上、「入札参加登録システム」を利用し、インターネットから申請を行ってください。なお、入札参加資格申請にはICカード（電子証明書）は不要です。

- ※ 初めてシステムを利用される場合は、「操作マニュアル（利用準備編）」を確認の上、ログイン前に必要な手続きを行ってください。
- ※ 申請に係る操作方法は、「操作マニュアル（受注者／申請編）」で確認願います。
- ※ 電子申請システムの機能や操作方法などに関するお問い合わせは、宮城県入札参加登録システムヘルプデスク(050-3820-9928)にお問い合わせください。

2 事前準備書類（下記の書類の電子データ（PDF等）を事前に準備してください。）

No.	添付書類	
1	総合評定値通知書 ※審査基準日が令和6年9月1日から令和7年8月31日までのもの。 ※ただし、申請する入札参加登録業種について、指定された期間の審査基準日に係る経営事項審査を受けておらず、かつ、指定された期日以降に到来した審査基準日の経営事項審査を受けている場合は、例外として、その総合評定値通知書にて申請受付します。（「申請工事情報画面」に指定期間外である旨記載願います。）	全業者
2	建設業許可通知書又は直近の許可証明書	県外業者のみ
3	最新の建設業許可書類（業種追加も含む）のうち以下の書類 ① 様式第1号「建設業許可申請書」 ② 様式第1号別表のうちその他営業所又は別紙2の営業所一覧表 ※ ③ 様式第11号「令第3条に規定する使用人の一覧表」 ※ ※②・③は、受任機関を登録する場合のみ必要	
4	最新の建設業許可申請以後の次に掲げる変更届出書 該当者 ① 所在地の移転（本店又は今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ② 営業所の新設（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ③ 業種追加・廃止（本店又は今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ④ 代表者又は令第3条の使用人（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ⑤ 資本金	

4 申請入力要領(※申請上の注意)

(1) 申請概要

- ・建設業許可番号を確認し、誓約事項を確認してください。チェックを入れることで誓約した者とみなします。誓約しない場合は、以降の申請を行うことができません。

(2) 業者基本情報

① 建設業許可年月日

登録する業種の許可年月日について、複数の許可年月日がある場合、古い方を入力します。

② 備考欄

追加する登録業種について、申請内容が分かるよう記載してください。（例：「土木工事業の追加」、「土、通、解の3業種追加」など）

また、添付する総合評定値通知書の審査基準日が指定期間外の場合にはその旨記載してください。（例：指定期間内審査基準日の経審受審なし、基準日令和8年〇月〇日）

(3) 担当者・行政書士情報

① 担当者情報：入札参加登録申請業者の担当者情報を入力します。

（※担当者メールアドレス宛には、本申請に関する個別の通知のほか、認定通知及び電子入札パスワードが送付されますので、必ず企業担当者の情報を入力してください。）

② 行政書士：行政書士が申請内容を入力している場合には入力します。

(4) 受任機関情報【変更事項がなければ入力不要です】

- 建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表営業所欄の「その他の営業所」または同規則別紙2(1)(2)の「営業所一覧表」に記載されている営業所の1つを「受任機関」として登録することができます。
- 建設業法施行令第3条の使用人を受任者とすることができます。
- 県内本店業者である場合は、原則受任機関の登録はせず「次へ」ボタンを押下します。（受任機関の登録を希望される場合は、契約課管理班まで御相談ください。）

(5) 申請工事業種

① 申請工事情報について、入札参加資格審査を希望できる業種は、本来の29業種にプレストレストコンクリート構造物工事業・法面処理工事業の3業種を加えた下表32業種のうち、**建設業許可及び経営事項審査を受けている業種**です。

希望する業種の下段に一般・特定の別（一般：1、特定：2）及び本店・受任機関の別（本店：1、受任機関：2）を入力してください。

土木工事業（土）	タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）
<u>プレストレストコンクリート構造物工事業(P)※</u>	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	<u>鋼橋上部工事業（橋）※</u>	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	鉄筋工事業（筋）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	舗装工事業（舗）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	しゅんせつ工事業（しゅ）	建具工事業（具）
<u>法面処理工事業（法）</u>	板金工事業（板）	水道施設工事業（水）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	消防施設工事業（消）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	清掃施設工事業（清）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	解体工事業（解）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	

※プレストレストコンクリート構造物工事業を申請する場合は、土木工事業の技術者資格要件の1級技術者が1名以上いることが要件です。また、一般・特定の別及び本店・受任機関の別については、土木工事業と同一の入力のみ可能です。

※法面処理工事業を申請する場合は、一般・特定の別及び本店・受任機関の別についてと

び・土工工事業と同一の入力のみ可能です。

※鋼橋上部工事業を申請する場合は、鋼構造物工事業の技術者資格要件の1級技術者が1名以上いることが要件です。また、一般・特定の別及び本店・受任機関の別については、鋼構造物工事業と同一の入力のみ可能です。

② 舗装工事業に係る自社施工の可否

舗装工事業を申請する場合、下記要件を全て満たし自社施工ができる事業者は「1」を、できない事業者は「2」と入力します。

下記(i)～(iii)全てに該当する場合、工種欄に「1」を入力する。

(i) 次の職員が常勤していること。

- ・舗装技術者
- ・マカダムローラー運転手
- ・タイヤローラー運転手
- ・補助作業員(レーキマン)

(ii) 常勤とは以下のどちらかに名前が記載された場合をいう。

- ・直前の標準報酬月額決定通知書
- ・直前の住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)

(iii) 必要な業務資格

- ・舗装技術者(イ又はロのいずれか)
 - イ 1級又は2級舗装施工管理技術者の試験合格者
 - ロ 民間工事を除く舗装工事若しくは舗装を含んだ工事(下請けで行った工事も含む)に関し、直近10年間で5年以上の現場監督(現場代理人等)の経験年数(年度間最低1件以上を5年間以上)を有する者
- ※ただし、アスファルトフィニッシャーを用いた工事とする。
- ・マカダムローラー運転手及びタイヤローラー運転手については、ローラー運転の業務特別教育修了証

資料提出や再調査を求める場合もありますので御留意願います。

① 塗装工事業に係る路面標示施工技能士

塗装工事業を申請する場合、路面標示施工技能士の資格を有している者が常勤している場合「1」、それ以外は「0」を入力します。

② 法面工事業に係る自社・下請の別

法面処理工事業を申請する場合、以下に掲げる工種の中から自社等による施工が可能な工種を選定します。

イ 自社施工が可能な場合……該当工種欄に「1」を記入する。

ロ 専門工事業者等への下請負により施工が可能な場合……当工種欄に「2」を記入する。上記以外は、空欄とする。

植生工	① 種子吹付工 ② 客土吹付工 ③ 厚層基材吹付工 ④ 植生ネット工
吹付工	⑤ モルタル吹付工 ⑥ コンクリート吹付工
法枠工	③ 現場打法枠工 ⑧ プレキャスト法枠工 ⑨ 現場吹付法枠工
アンカー工	⑩ グランドアンカー工 ⑪ 鉄筋挿入工
PC法枠工	⑫ プレキャストコンクリート板設置+グランドアンカー工

(法面工事自社施工とは)

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者・作業員により、該当工種の工事を完成させることができること。

(専門工事業者等への下請負による施工とは)

自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者又は監理技術者を配置し、専門工事業者等への下請契約の施工に「実質的に関与」して工事を完成させることができること。

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいう。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれていない場合は、「実質的に関与」しているとはいえないことになるので、注意すること。

(6) 主観的事項情報

変更申請による年度途中での変更はできません。次回、定時申請時に申請いただきます。

5 審査結果

審査の結果、適格と認められた場合には、四半期ごと（7月、10月、1月）に承認します。承認日の1週間程度前に入札参加登録システムから送信される「認定完了通知メール」が届きましたら、入札参加登録システムにログインの上、承認内容を確認してください。

（紙の通知書は送付いたしませんので御了承ください。）

～ 問合せ先・リンク ～

◇ 申請内容に関すること

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県 出納局 契約課 管理班（行政庁舎12階）
TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

Email: keiyakumlkoji@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇ 入札参加登録システムの操作に関すること

宮城県入札参加登録システムヘルプデスク
TEL :050-3820-9928

Email: shikaku-miyagihelp@efftis.jp

平日9:00-12:00、13:00~17:30 ※土日、祝日、年末年始を除く

※お問い合わせの前に[よくあるご質問](#)をご覧ください。

◇ 宮城県入札・調達ポータルページ

<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>